

ご利用の変更

利用承認申請書を提出された後にご利用の変更をされる場合は、利用変更承認申請書にご記入のうえ、提出をお願いします。

利用の変更に伴い、施設利用料金が増額となる場合は、差額をお支払いいただきます。施設利用料が減額となる場合は、変更期間に応じて差額料金を還付いたしますので「利用料還付請求書」をご提出ください。

ご利用の変更可能期間及び還付額等は次のとおりです。

	プラタナスホール 小ホール	左記以外の施設	還付額
変更可能期間	ご利用日の1月前まで	ご利用日の7日前まで	—
増額変更した場合	差額分を追加支払い		
減額変更した場合	ご利用日の6月前まで	ご利用日の6月前まで	80%還付
	ご利用日の1月前まで	ご利用日の7日前まで	50%還付
	上記の期間を経過しているとき	上記の期間を経過しているとき	還付なし

※申込者及び利用目的などの変更はできませんのでご了承ください。

※変更可能期間の経過後はご利用の変更はできません。ご利用の取り止めの後、新たに申込みをしていただくこととなります。

※施設の利用状況などにより変更が認められない場合がありますので、変更可能かどうか、あらかじめご相談をいただきますようお願いいたします。

キャンセル

キャンセルされるときは、利用取消承認申請書にご記入のうえ、お渡ししている請求書又は利用承認書を添えてご提出をお願いいたします。次のとおり料金の還付またはキャンセル料の請求をさせていただきます。

届出時期		料金の 支払状況	還付又は請求額
プラタナスホール 小ホール	左記以外の施設		
ご利用日の 6ヶ月前まで	ご利用日の 6ヶ月前まで	支払済み	施設利用料の80%を還付
		未納	施設利用料の20%を請求
ご利用日の 6ヶ月前から 1ヶ月前まで	ご利用日の 6ヶ月前から 7日前まで	支払済み	施設利用料の50%を還付
		未納	施設利用料の50%を請求
上記の期間を経過している時		支払済み	還付なし
		未納	全額請求

※利用料の還付の場合は、「利用料還付請求書」を合わせてご提出ください。(利用申込者の押印が必要です。)